医療機関の皆様へ

*生活保護法指定医療機関制度が変わります*

　生活保護法の一部を改正する法律「以下（改正法）という。」が平成26年７月１日に施行されることに伴い、指定医療機関制度が次のように見直されます。

１　指定事務に係る変更

　　現在指定を受けている病院、診療所、薬局及び訪問看護事業者等（以下「指定医療機関」という。）は、改正法に基づく指定を受けたものとみなされますが、その効力は１年間です。

平成27年７月１日以降も指定医療機関の指定を受ける場合は、平成27年６月30日までに下記申請書類を提出してください。

　（申請様式）

　・生活保護法指定医療機関　指定・指定更新申請書

　・誓約書

・免許証（医師、歯科医師、薬剤師）の写し

（提出先）

医療機関の所在地を管轄する福祉事務所

２　指定更新手続きについて

（１）指定医療機関の指定更新について

指定医療機関の指定は、６年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。

（２）指定更新みなしについて

指定医療機関の指定を受けた日から、当該開設者である医師若しくは薬剤師、またはその配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日（指定を受けた日から６年後の同日）の６か月から３か月前日までに特段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなされます。

（３）平成27年７月１日以降の最初の指定更新について

次の期日までに下記申請書類を提出してください。

ア　病院、診療所及び薬局

　　　　平成27年７月１日以降に最初に健康保険法に基づく指定期間が満了する日。

　　イ　訪問看護事業者

　　　・健康保険法の指定のみを受けている場合

　　　　施行日から６年後（平成32年６月30日）の日。

・介護保険法の指定を受けている場合

　　　　介護保険法による指定有効期間の満了日。

　　（申請様式）

　　・生活保護法指定医療機関　指定・指定更新申請書

　　・誓約書

　　・免許証（医師、歯科医師、薬剤師）の写し

（提出先）

指定医療機関を管轄する福祉事務所

３　指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

（１）指定の要件

　　　改正法第49条第２項の規定に該当しない場合に指定がなされます。

（２）指定の取消要件

　　　改正法第51条第２項各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は

期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止される場合があります。